

印鑑登録

本人と代理人では
手続きが異なります

本人が申請する場合

【その場で登録できる場合】

登録する印鑑のほか、運転免許証・パスポートなど官公署が発行した許可証や身分証明書写真と公印のあるもので有効期限内のもの（または、成田市に印鑑登録している人の保証書（保証人の印鑑登録番号と登録印鑑の押印が必要））を持って市民課 下総・大栄支所住民課へ。

【その場で登録できない場合】

運転免許証やパスポートなどがない場合は、本人確認をするため「照会書」を自宅に郵送します。照



会書の「回答書」欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、本人確認をできるもの（保険証、年金手帳など）を持って、印鑑登録の申請をした窓口に参加してください。

代理人が申請する場合

代理人が申請する場合、その場

では登録できません。登録する印鑑のほか、本人が代理人に印鑑登録の申請を依頼したことを証明する「委任状」が必要です。本人の意思を確認するため「照会書」を自宅に郵送します。照会書を受け取ったら、回答書欄に必要事項を記入して登録する印鑑を押し、印鑑登録の申請をした窓口に参加してください。

なお、回答書を本人が持参できない場合、委任状と代理人本人を確認できるもの（運転免許証、保険証、年金手帳など）が必要です。

印鑑登録証（カード）をなくしたら

本人が申請する場合

本人が登録印鑑を持って、市民課で印鑑登録証（失届）の手続きをしてください。

代理人が申請する場合

登録者の印鑑と委任状が必要に

なります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

登録印鑑をなくしたら

本人が申請する場合

本人が印鑑登録証（カード）を持って市民課で、印鑑登録廃止申請の手続きをしてください。

代理人が申請する場合

登録者の印鑑登録証（カード）と委任状が必要になります。また、申請書には登録者の住所、氏名、生年月日を記入しますので、代理人にお知らせください。なお、代理人の印鑑も必要になります。

*なお、再度印鑑登録する場合は新規登録（初めての登録）と同じ方法です。代理人の場合は、即日登録はできません。証明書も当日は発行できません。

印鑑登録は、市民課 下総・大栄支所住民課で申請して

ください。赤坂と遠山の分室では登録できません。くわしくは市民課

☎20 1525（入）

旧下総・大栄町の印鑑登録

新しいカードに
交換が必要です

合併に伴い、今まで使用して

きた印鑑登録証を新しいカードに交換する必要があります。また、今まで使用していた印鑑登録証や登録印鑑をなくした場合も交換手続きと同様に、まず支所住民課で手続きが必要になります。

対象

旧下総町・大栄町で印鑑登録をしていた人
交換場所
旧下総町で印鑑登録をしていた人は下総支所住民課
旧大栄町で印鑑登録をしていた人は大栄支所住民課

料金〃無料

窓口で交換可能な人

印鑑登録者本人

同居している家族

カードの交換に必要なもの

旧下総・大栄町の印鑑登録証
窓口に来る人の顔写真付きの官公署発行の身分証明書（免許証など）

窓口に来る人の印鑑

くわしくは下総支所住民課 ☎96 1115（または大栄支所住民課 ☎0478 73 8067）へ。

夜間および休日納税相談

平日の夜間や休日にも
相談を行います

市税の納付について相談を受け付けるため、税務課および各支所で、納税相談の夜間延長と休日納税相談を行います。

なお、当日は相談業務だけでなく、市税の納付窓口も開設します。納付書を持参してください。また、納付書が手元がない人でも、窓口で納付できます。

日時

○納税相談の夜間延長 5月16日（火）・23日（火）・30日（火）午後7時まで

○休日納税相談 5月28日（日）午前9時～午後4時

くわしくは税務課 ☎20 1513（下総支所税務課 ☎96 1113）、大栄支所税務課 ☎0478 73 8069（入）。

素案の縦覧と公聴会を開催します

大栄都市計画区域の都市計画道路である首都圏中央連絡自動車道(大栄・横芝間)の都市計画の素案がまとまりました。今後、皆さんからの意見を聴きながら都市計画案を作成するため、素案を縦覧し併せて公聴会を開催します。

素案の縦覧

期間 5月16日(火)～30日(火)
(土・日曜日を除く)

時間 午前9時～午後5時
場所 市都市計画課(市役所5階) 県都市計画課(県庁7階)
内容 道路の変更(県決定)

公聴会の開催

日時 6月17日(土)午後2時～4時
なお、公述人がいない場合は、公聴会を中止します
場所 大栄公民館旧コミュニティプラザホール(2階研修室)
公述人の資格 大栄都市計画区域内(旧大栄町)に住所がある人
および利害関係がある人(法人を含む)

公述の申し出の方法 公述を希望する人は、公述申出書に住所・氏名などを記載し、述べよ

つとめる意見の要旨を添えて、市都市計画課に提出し公述申出書の様式は同課にあります)

公述申出書の提出期間 5月16日(火)～30日(火)(郵送の場合は提出期間の最終日の消印のあるものまで有効)

公述人の選定 希望者が多い場合は抽選を行い、結果を通知します

公聴会の傍聴 傍聴を希望する人は直接会場にお越しください(先着順のため、満員の場合はお断りすることもあります)

くわしくは市都市計画課 ☎201560 (または県都市計画課 ☎043 223 3376)へ。なお、公聴会当日の問い合わせは大栄公民館 ☎0478 73 7071)へ。

住宅資金に利子補給

住宅を建築・購入した人に市が5年間利子補給

市では、住宅金融公庫から資金の融資を受けて市内に住宅を建築または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

対象 市町村税を完納して、次のいずれかにあてはまる人
給与所得だけの人は、金銭消費

貸借抵当権設定契約)以下、金消費契約という)前年の合計収入額が800万円以下

給与以外の所得のある人は、金消費約前年の合計所得が600万円以下

当初借入金利が2%を超えている申込期間 金融公庫との金消費契約後6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年以内)

利子補給率 当初金利マイナス2%(ただし1%限度)

利子補給額 年末融資残高1,000万円を限度)×利子補給率×2分の1(5年間補給)

公庫利用でも、年金融資、財形融資、リフォーム融資、フラット35は対象になりません

くわしくは営繕課 ☎2052)へ。

いずみ聖地公園の返還墓地

19日から受け付けを開始

市では、いずみ聖地公園で返還された墓地7区画について、5月19日(金)から申し込みの受け付けをします。

申し込みができる人 住民基本台帳、または外国人登録原票に

登録され、市内に1年以上(5月1日現在)住んでいる人で、親族の焼骨を持っている人

申込場所と抽選会場 いずみ聖地公園管理事務所(東和泉655)

申し込み方法 希望する区画を決め、管理事務所に用意してある所定の用紙で

申込期間 5月19日(金)～21日(日)までの3日間

受付時間 午前9時～午後4時(21日)は午後3時まで)

申し込み時に必要なもの 印鑑と埋葬許可証

募集区画 4.2m芝生墓地2区画、4.2m普通墓地2区画、5.2m普通墓地1区画、6.2m普通墓地2区画

区画の決定 希望区画の申し込みが重複した場合は抽選、抽選後、書類審査を行い、使用区画を決定

抽選日 5月21日(日)午後3時30分から

料金の区分 永代使用料(墓地は分譲ではなく永久にお貸しするものです)と、管理料を負担永代使用料 30万円、61万2,000円(墓地の種類および面積により使用料が異なります)

管理料(単年または6年度分前納

のとちをかを選挙

芝生墓地 単年度5,880円、6年度分前納29,400円
4.2m普通墓地 単年度3,360円、6年度分前納16,800円
5.2m普通墓地 単年度4,200円、6年度分前納21,000円
6.2m普通墓地 単年度5,040円、6年度分前納25,200円

くわしくは環境衛生課 ☎201531)へ。



大勢の人でにぎわうおまつり通り

合併記念事業

成田ふるさとまつり2006

ことしの開催日は、8月19日(土)・20日(日)の両日。会場はボンベルタ百貨店前おまつり通りです。イベント出演・テナント出店に関するお問い合わせは、問い合わせ内容・連絡先を明記し、成田ふるさとまつり運営委員会事務局(FAX26-9516)へ。

諸証明の休日交付

電話予約で

土・日にも受け取れます

平日、市役所へ来られない人は電話予約により、住民票や納税証明などの諸証明書類を土・日曜日に受け取ることができます(予約受け付けは支所でも行いますが、受け取りは本庁・中央公民館のみです)。

予約方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。必要な人の住所・氏名・受け取る場所・時間などを伺います。

受付日時：月・金曜日(祝日) 年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで)

交付方法

交付場所(申請書に記入してください)。本人であることを確認し交付します。

交付日時：土・日曜日(祝日) 年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時
交付場所：市役所守衛室(市役所地下1階)、中央公民館
手数料：1通300円。無料の手数料

ものもありません(くわしくは担当課へ問い合わせてください) 交付できる書類

市民課 ☎20 15255)
住民票、住所証明
税務課 ☎20 15113)
納税証明、課税証明、所得証明
非課税証明、所得等証明(児童手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明
資産税課 ☎20 15114)
評価証明、資産証明、公課証明

記載事項証明

交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参してください。くわしくは担当課へ。

光化学スモッグ

注意報が出たら 気を付けて

自動車の排ガスや工場のはい煙に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。気温が高く、風が弱いときには、この光化学オキシダントが局所的に集中し、白くモヤがかかった様

な状態になることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。これからは光化学スモッグが発生しやすい季節になります。光化学スモッグ注意報が出たら、なるべく屋外に出ないようにし、また屋外での過度な運動は避けてください。

光化学スモッグにより目やのどの痛み、息を吸うのが苦しくなるなどの症状が出た場合は、きれいな水で洗眼をする、よくうがいをする、胸元を上げ涼しいところへ安静にするなどの応急処置をしてください。応急処置で治らないときは、医師の治療を受けてください。

くわしくは環境対策課 ☎20 1532)へ。

農業用廃ビニールの処理

回収して リサイクルしています

ビニールハウスなどで不用になった使用済みの農業用ビニール資材は産業廃棄物です。これらを野焼き・不法投棄することは法律で禁止されています。成田市農業用廃プラスチック対策協議会では

処理に困っている農業用廃プラスチックのリサイクルをするために、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する農家の人は、事前に登録が必要となります。なお、回収の際にはリサイクルに適した荷造りルールをきちんと守りましょう。

回収できる対象については次のとおりです。

回収対象：農業用廃ビニール・農業用廃ポリエチレン・肥料袋・梨用防災網(育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは回収対象外です)

回収時期などくわしくは農政課 ☎20 1541)、下総支所農産土木課 ☎96 1112)、大栄支所農産土木課 ☎0478 73 8063)またはJA成田市 営農課園芸 ☎36 1541)へ。

水道メーターの交換

委託を受けた業者が 交換に伺います

水道メーターは、計量法により使用期間が8年と定められています。このため、使用期間が満了となる水道メーターについて、順次交換を行っています。該当する家

庭や事業所などに市からの委託を受けた業者が交換作業に伺いますのでご協力ください。

交換作業は無料です。くわしくは市水道部工務課 ☎22 0269)へ。

5月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
5月 8日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	午後11時 ～ 翌午前5時
5月 9日(火)	並木町(沢山・二本松)、不動ヶ岡地区	
5月10日(水)	飯田町、飯仲地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269)へ。

心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？



毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。

相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00~16:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 法律相談6月分は、5月31日(水)から予約を受け付けます。
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	22日(月)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	16日(火)	10:00~12:00	〃	
税務相談	16日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	11日(木)・25日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	20日(土)	13:00~16:00	イオン成田SC	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
税務支援センター (予約制)	10日(水)・24日(水)	10:00~15:00	県税理士会成田支部 (飯田町157-4)	県税理士会成田支部 ☎28-0931
司法書士法律相談	17日(水)	18:00~20:00	保健福祉館本館	県司法書士会佐倉支部 石井滋さん☎20-1810
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日 (31日は除く)	10:00~16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高年齢者職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階 高年齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	2日(火)	10:00~15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館本館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
	12日(金)	10:00~15:00	下総地域福祉センター	
	19日(金)	10:00~15:00	大栄地域福祉センター	
酒害相談	18日(木)	9:00~12:00	保健福祉館本館会議室	〃
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	22日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	2日(火)	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00~16:00	成田市教育センター	教育センター☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月~金曜日	9:00~16:00	成田市ふれあいる-む21	教育相談室☎20-1414